広報 こまえ
平成24年 2／15
1096号 毎月1日・15日発行
⊙発行／東京都狛江市 ⊙編集／企画財政部政策室
〒201-8585 狛江市和泉本町一丁目1番5号 ☎03(3430)1111
ホームページ http://www.city.komae.tokyo.jp/

2月1日現在人口と世帯数

		住民基本台帳	外国人登録	合計	前月比
人口	男	37,208	425	37,633	55減
	女	38,664	503	39,167	56減
	計	75,872	928	76,800	111減
世帯数		37,788	537	38,325	68減

（仮称）狛江市　安心で安全なまちづくり基本条例（素案）に対する意見をお寄せください

市民の皆さんが安心して安全に暮らし続けられるまちを目指すため、「（仮称）狛江市　安心で安全なまちづくり基本条例」の策定作業を進めています。条例の素案がまとまりましたので公表し、広く皆さんのご意見を反映させるため、パブリックコメントを実施します。

素案は安心安全課窓口で閲覧および頒布をしている他、市ホームページからもご覧になれます。

〔問い合わせ〕安心安全課

目的

重大な脅威（※）を未然に防止し、現在および将来の市民が安心して安全に暮らすことができるまちを実現することを目的とします。

※「重大な脅威」とは、災害（地震、台風、豪雨、水害等の自然災害および火災等の人的災害）、犯罪、交通事故、健康危機その他、市民の生命、身体および財産に危険または危害を及ぼすものを指します。

基本理念

▽市民等（市民、地域活動団体、事業者および学校等）は、自己の生命、身体、財産を守るとともに、お互いに助け合うことに努め、市は市民等を支援することを基本として安心で安全なまちづくりを推進しなければなりません。

▽市、市民等および関係行政機関は、地域社会を構成する一員としてそれぞれの責務を自覚し、相互に連携または協力して、安心で安全なまちづくりを推進しなければなりません。

▽市、市民等および関係行政機関は、災害等から得た体験、教訓、知識、技術等を日常生活に生かすとともに、将来の世代に継承しなければなりません。

▽市は、生活上援護を必要とする者に配慮して、また人権その他の権利に配慮しながら、安心で安全なまちづくりを推進しなければなりません。

責務

安心で安全なまちづくり推進のために市、市民、地域活動団体および事業者の責務を定めます。

市の基本的施策

安心で安全なまちづくり推進のため、防災、防犯、交通安全、健康危機対策を重点的施策として取り組むとともに、これら以外の分野に関する施策や広報・啓発活動等を行います。

推進体制

有識者と市民で構成する「（仮称）狛江市安心で安全なまちづくり推進審議会」を置き、安心で安全なまちづくりを総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を審議します。

また、有識者、市民等、市および関係行政機関で構成し、地域主体の取り組みを進める「（仮称）狛江市安心で安全なまちづくり推進協議会」を置きます。

意見募集

〔対象〕市内在住・在学・在勤の方

〔提出方法〕3月14日㈬（必着）までに、住所・氏名および在学・在勤の方はその名称とその名称と住所を記入の上、窓口へ提出・郵送・FAX・電子メール（kikikanrikkr01@city.komae.lg.jp）または市ホームページ専用フォームから安心安全課へ。

第23回 いべんと西河原 ～狛江の春は西河原から～

西河原公民館利用団体が中心の実行委員会で企画・実施し、地域の学習・文化活動の発展を目指して、その成果を発表しあう交流と発信のイベントです。

〔問い合わせ〕西河原公民館☎（3480）3201

日程
2月25日㈯・26日㈰
3月3日㈯・4日㈰

時間
午前10時～午後4時
（ホールを除く）

さまざまなジャンルのステージが皆さんを魅了します

♠ホール

▽**2月25日㈯午前9時50分～午後4時10分**　開会あいさつ、カラオケ、ミュージックベル、ハーモニカ合奏、女声コーラス、合唱、スペイン舞踊、手品

▽**26日㈰午前10時～午後4時40分**　ガチャガチャバンド、カラオケ、シャンソン、フラダンス、ジャズダンス

▽**3月3日㈯午前10時～午後8時**　フォークダンス、ダンス、フラダンス、着付け、Hip Hopダンス、日本語スピーチ大会

▽**4日㈰午前10時～午後7時30分**　謡曲のつどい、和太鼓演奏ほか、ハンドベルとトーンチャイム、ダンス、ハワイアンバンド、女声コーラス、合唱、民謡、輝け・邦楽をいべんと西河原に！、JAZZ IN KOMAE

◆作品・活動展

▽**2月25日㈯・26日㈰**　絵画、陶芸（手作り陶器市）、裂き織り、写真、生け花、和紙タペストリー、グループ活動展（狛江地域ねこの会）

▽**3月3日㈯・4日㈰**　写真、俳句、書道、水墨画、ハーブ、人物画、絵画、生け花、木工、グループ活動展（万葉名歌玉川碑に集う会）

♣交流・体験

▽**2月25日㈯**　紙すき、民謡

▽**26日㈰**　紙すき、茶道

▽**3月3日㈯**　日本舞踊、篠笛

▽**全日**　パソコン体験※西河原公民館のパソコン室の利用を希望する方はご参加ください。

♥おもてなし（実費）

▽**2月25日㈯**　コーヒーとクッキー

▽**26日㈰**　世界の家庭料理

▽**3月3日㈯**　抹茶と菓子、ハーブティーと菓子、包丁研ぎ

▽**4日㈰**　包丁研ぎ

いべんと西河原特別おはなし会 ～人形劇サークル・スープによる人形劇～

〔日時〕3月1日㈭午後3時45分から30分程度〔定員〕先着30人〔演目〕いろいろ1ねん

臨時休館のお知らせ

「いべんと西河原」の準備と後片付けのため、2月24日㈮・27日㈪、3月2日㈮・5日㈪は施設の貸し出しは行いません。また、午後5時以降は臨時休館します（図書室は通常どおり開室）。

❗ 振り込め詐欺にご注意ください

R100 古紙配合率100%再生紙を使用しています。

（仮称）狛江市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）に対するパブリックコメント結果（概要）の公表

1月1日から18日まで実施した、（仮称）狛江市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）に対するパブリックコメントに対するいただいた主なご意見とそれに対する回答を公表します。

回答の詳細は環境管理課で閲覧できる他、市ホームページからもご覧になれます。

〔問い合わせ〕環境管理課環境整備係

■（仮称）狛江市墓地等の経営の許可等に関する条例（案）に対するパブリックコメント結果（概要）

意見	回答
第10条の設置場所について河川や学校からの距離など都条例にある文言を削除したことは、「死体の埋葬」を認めないということと推測します。したがって、法による「墓地」の定義と違うことを明確にするため、「墓地」の定義を「焼骨を埋蔵する施設を設ける区域」と明確にしてください。	条例第9条にて焼骨以外の埋蔵の禁止等を定めていますが、「ただし、市長が、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障がないと認めるとき」は焼骨以外の埋葬を認める場合があります。 墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第二条第5項において、「この法律で「墓地」とは、墳墓を設けるために、墓地として都道府県知事の許可をうけた区域をいう。」と定義されています。また、この中でいう「墳墓」とは、同法第二条第4項において、「この法律で「墳墓」とは、死体を埋葬し、又は焼骨を埋蔵する施設をいう。」と定義されているため、法の定義と同義であると考えます。
第3条1項3号の登記とは、本店のみですか。支店でも市の住所で登記されていなければならないのでしょうか。	一般社団法人および一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第三百一条において、登記の項目を「主たる事務所及び従たる事務所の所在場所」としています。市の区域内に主たる事務所または従たる事務所の登記があることを規定しています。
第3条2項の規則で定める期間とは、どのくらいですか。良い規則なので最低でも1年位の期間は取ってほしいです。	規則では、公益法人の事務所は、その所在地に設置されてから5年間経過していることを規定する予定です。
第10条1項1号は「所有権以外の権利云々」の他に「墓地の永続性が保てる場所」を追記すべきです。	ご指摘のとおり「墓地の永続性が保てる場所」を確認する意味として、抵当権や借地権等が発生していない所有権以外の権利が存しないものとしています。
第10条1項2号は具体的にどのようなことですか。	「高燥で、かつ、飲料水を汚染するおそれのない土地であること。」とは、公共水域の汚染を防止するため、河川等と墓地までの距離を一定以上保つよう規定しています。
第11条1項3号の「河川」への排水は時代に逆行します。下水道への排水に限定すべきです。	ご指摘を受け、条文を「雨水又は汚水が滞留しないように適当な排水設備を設け、下水道に適切に排水すること。」に修正を行いました。また、条文整理等を行い、同項第3号から同項第4号に変更します。

行政けいじばん

2月の夜間・日曜納税窓口～税の納め忘れはありませんか～

▽**夜間納税窓口**〔日時〕23日㈭午後8時まで

▽**日曜納税窓口**〔日時〕26日㈰午前8時30分～午後5時

なお、平成23年度固定資産税・都市計画税（第4期分）および平成23年度国民健康保険税（第8期分）は2月29日㈬までに納めてください。

※納付は便利で納め忘れのない口座振替をご活用ください。

〔会場・問い合わせ〕納税課

介護保険料の滞納と給付制限

65歳以上の方で介護保険料に一定期間以上の滞納がある場合、滞納期間に応じて保険給付を制限することになります。

2年経過した介護保険料は、さかのぼって納付することができません。介護を必要とする状態は長期化することも多いため、いざ介護を受けようとするときに高額な負担にならないよう、滞納にご注意ください。

納期限内に納付が困難な場合には、分割納付等の相談を受け付けています。

■**滞納1年以上（償還払い化）**

利用料の全額が自己負担となり、保険給付（9割）を受けるには、申請が必要です。

■**滞納1年6カ月以上（一時差止め）**

償還払い化された保険給付費について、介護保険料が全額支払われるまで差し止めます。

■**滞納2年以上（給付額減額）**

保険給付を9割から7割に減額し、自己負担分を3割に引き上げます。滞納期間に応じて、減額する期間を決定します。

〔問い合わせ〕介護支援課介護保険係

一般廃棄物指定収集袋（有料ごみ袋）紙帯へ掲載する広告を募集します

〔掲載場所〕指定収集袋紙帯下部広告スペース

〔広告の規格〕指定収集袋ごとに異なります。

〔掲載対象〕各指定収集袋12種類で、合計30万セット

※指定収集袋は販売数にあわせて作製するため、指定収集袋ごとの作製数の指定や掲載する指定収集袋の種類の指定はできません。作製数が合計30万セット分になるまで広告を掲載します。

〔広告料〕30万円

〔提出書類〕狛江市一般廃棄物指定収集袋（有料ごみ袋）紙帯広告掲載申込書（市ホームページからもダウンロードできます）、広告原稿または広告内容が分かるもの

〔申し込み・問い合わせ〕2月29日㈬までに清掃課へ。

確定申告書の作成は国税庁ホームページをご利用ください

確定申告期間中（2月16日㈭～3月15日㈭）は税務署が大変混雑します。確定申告書の作成は、自宅のパソコンで国税庁ホームページ（http://www.nta.go.jp/）をご利用ください。

なお、税務署に来庁される場合も、確定申告書の作成はパソコンの利用が中心です。

〔問い合わせ〕武蔵府中税務署☎042（362）4711

水道使用の開始・中止等の問い合わせは東京都水道局多摩お客様センターへ

〔受付時間〕午前8時30分～午後8時（日曜日・祝日を除く）

※漏水事故など緊急の用件については、終日受け付けています。

▽**引っ越しやご契約の変更**☎0570（091）100（ナビダイヤル）

▽**料金、漏水修繕、その他**☎0570（091）101（ナビダイヤル）

※ナビダイヤルを利用できない場合は、☎042（548）5110にお掛けください。

〔問い合わせ〕東京都水道局多摩お客さまセンター☎0570（091）101

ご存じですか付加年金

国民年金保険料を納められた期間（厚生年金等の加入期間を含む）と国民年金保険料の納付を免除された期間が25年（300月）以上ある方は、65歳から老齢基礎年金が支給されます。

年金額を少しでも多く受給されたい方は、国民年金保険料と併せて付加保険料（月額400円）を納付すると、老齢基礎年金に付加年金が加算されて支給されます。受給額は、200円に付加保険料納付月数を乗じて計算されます。

なお、国民年金基金に加入している方は、付加保険料を納付できません。また、納付期限（対象月の翌月末）を経過しての納付はできません。

付加保険料の納付を希望する方は、申出書の提出が必要になりますので、健康支援課保険年金係で手続きをしてください。

〔問い合わせ〕府中年金事務所☎042（361）1011

審議会等の公開

◇第10回狛江市市民活動支援センター開設準備委員会

〔日時〕2月17日㈮午後6時30分から

〔会場〕502・503会議室

〔案件〕今後の委員会の進め方、他

〔問い合わせ〕政策室協働調整担当

◇第5回狛江市男女共同参画推進委員会

〔日時〕3月5日㈪午後7時から

〔会場〕301会議室

〔案件〕フォーラム（3月17日㈯開催）について、他

〔問い合わせ〕政策室協働調整担当

◇第5回「音楽の街―狛江」構想推進委員会

〔日時〕2月17日㈮午後7時から

〔会場〕4階特別会議室

〔問い合わせ〕地域活性課市民文化係

◇平成23年度第3回狛江市地域自立支援協議会全体会

〔日時〕2月23日㈭午後6時30分～8時30分

〔会場〕エコルマホール展示・多目的室

〔問い合わせ〕福祉サービス支援室障がい者支援担当

◇ごみ半減推進審議会

〔日時〕2月21日㈫午後2時30分から

〔案件〕狛江市一般廃棄物処理実施計画について

〔会場・問い合わせ〕清掃課（ビン・缶リサイクルセンター）

◇狛江市都市計画審議会

〔日時〕2月27日㈪午前10時から

〔会場〕4階特別会議室

〔定員〕7人※多数抽選。当選者には決定通知を送付します。

〔案件〕狛江市都市計画マスタープラン改定について、他

〔申し込み・問い合わせ〕21日㈫（消印有効）までに、往復はがきに住所・氏名・電話番号および「狛江市都市計画審議会傍聴希望」と明記の上、都市整備課企画計画係へ。

◇第2回地域特別支援教育推進連絡協議会

〔日時〕2月27日㈪午後3時から

〔会場〕502・503会議室

〔案件〕東京都特別支援推進教育第3次実施計画について、他

〔問い合わせ〕指導室

皆さんの意見をお寄せください　～パブリックコメント～

条例改正（素案）および計画（素案）について、市民の皆さんの意見を反映していくため、パブリックコメントを募集します。
素案は各担当課窓口で閲覧および頒布をしている他、市ホームページからもご覧になれます。

第3次あいとぴあレインボープラン（狛江市地域福祉計画）（素案）および狛江市障害者計画・障害福祉計画（素案）を公表します

第3次あいとぴあレインボープラン（素案）

●基本理念

■人がやさしい、人にやさしい、あいとぴあ狛江

市民すべての思いは、高齢者も障がいのある人も、子どもとその家族等も、いきいきと安心して生活できる福祉社会の実現にあります。こうした市民の思いに虹の橋をかけるのが、「あいとぴあレインボープラン」です。

市民の人権の尊重という観点に立ち、地域福祉の推進を市民と一体となって取り組みます。

●計画達成に向けた基本目標

■サービス利用者の立場の尊重

情報提供・相談体制の充実、苦情解決、権利擁護の推進

■自立支援のための福祉サービスの充実

ニーズに応じたサービス提供をし、支援が必要な人への対応、サービスの質の確保を行います。

■市民主体による福祉コミュニティづくり

交流活動の活発化、地域福祉活動の推進、ボランティア・市民活動の推進等を行います。

■誰もが暮らしやすいまちづくり

福祉意識の醸成、ユニバーサルデザインやバリアフリーに配慮したまちづくり、防災・防犯体制の充実に取り組みます。

狛江市障害者計画・障害福祉計画（素案）

●基本理念

■市・当事者・市民でつくる～障がいがあってもなくても暮らしやすいまち・狛江～

市、障がいのある人、市民一人ひとりや地域、NPOや各種団体、事業者などの市民による協力のもと、障がいがあるなしにかかわらず、暮らしやすいまちをつくることを基本理念として施策を推進します。

●計画達成に向けた基本目標

■総合的な支援システムづくり

障がいのある人やその家族が、日常の悩みや不安を解消するために、気軽に利用できるよう相談体制の充実を図ります。

■地域生活の基盤づくり

障がいのある人が社会のさまざまな分野に積極的に参加していくためには、移動の自由を確保することが大切です。障がいのある人が気軽に外出できるよう、移動手段の確保に努めます。

■自立と社会参加のシステムづくり

各種施策の計画や実施に際して障がいのある人の声を反映させるため、当事者の参画を促進し、障がいのある人自らが行っている福祉サービス提供活動に対して支援を行います。

■安心して暮らせるまちづくり

障がいのある人が日常生活の中で、気軽に安心して利用できるよう、障がい者の利用に配慮した建築物や歩道の整備など、バリアフリーのまちづくりを推進します。

●市民説明会

〔日程・会場〕▽2月19日㈰・4階特別会議室▽21日㈫・あいとぴあセンター

〔時間〕午前10時～正午

※手話通訳・要約筆記あり

狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例改正（素案）を公表します

〔素案の主な内容（概要）〕

▽市民参加と市民協働に関わる分かりやすい年間計画予定表を事前公表する仕組みを導入することを検討していく（第3条関係）。

▽青少年および子どもの市民参加をより促進させるための仕組みを検討する（第4条関係）。

▽市民参加の対象となる金銭の賦課徴収事項等について市民参加の手続きを行うことを努力規定とする。市民参加の手続きを行わない場合に、その事案の概要と理由を公表していく（第5条関係）。

▽市民参加の手続きの方法提案制度を、より提案しやすい仕組みにしていく（第6条関係）。

▽市民参加をより広げるために、市民委員の無作為抽出による公募方法等の仕組みを取り入れていくことを検討する（第9条関係）。

▽パブリックコメントの意見提出期間を2週間以上から原則30日以上に改める（第15条関係）。

▽市民公益活動団体への参入の機会の提供をより推進させる為の仕組みを検討していく（第27条関係）。

〔提出先・問い合わせ〕3月8日㈭までに、政策室協働調整担当へ。

パブリックコメント・計画の愛称募集

パブリックコメントに併せて、狛江市障害者計画・障害福祉計画の愛称も募集しています。

〔対象〕18歳以上の市内在住・在学・在勤の方および市内に事業所を持つ法人等

〔提出方法・問い合わせ〕3月14日㈬（必着）までに、住所、氏名、および在学・在勤の方はその名称と住所を記入の上、窓口へ提出・郵送・FAXまたは市ホームページ専用フォームから福祉サービス支援室総合調整担当へ。

今はむかし　―その215―

銀行町の賑わい

「思い出の銀行町」（銀行町親和会発行）より

狛江三叉路は、品川道と大山道の分かれ道であったが、銀行開設までは特にめぼしい店もなく、街道筋には点々と農家があって、その裏は広々とした田んぼばかりだった。

そこに明治33年、旭貯金銀行狛江支店が開設された。

その後旭貯金銀行は勧業貯蓄銀行になり地元の資本で経営を続けていたが、大正3年に旭貯蓄銀行の融資先の大正貯蓄銀行が倒産したため、それに連鎖して同年、旭貯金銀行が、翌年勧業貯蓄銀行が支払い停止に追い込まれた。そして勧業貯蓄銀行は千代田銀行に吸収され、狛江から銀行はなくなったが、銀行があったという名残は銀行町という名で今も残されている。

旭貯金銀行ができてまもない明治38年、銀行の向かいに草鞋などを売る店ができ、やがて一膳飯も出すようになった。

その頃になると狛江三叉路は、登戸・生田方面から渡し舟を使って農産物を東京の市場に出荷し、帰りには下肥を汲んでくる人がいたり、府中・調布方面から来る人も通り、やがて休憩所として賑わうようになった。

そして大正の中頃までには鳥屋、床屋、染物屋、大工、穀屋など何軒かが店開きをした。

また昭和の初めには東陽倶楽部ができて演芸をやったり、村に一軒しかない内科医や歯科医もできて村の中心になった。

だから昭和6年に三軒茶屋と国領の間を走る世田谷乗合自動車のバスが開通した時、停留所名も「狛江」と名づけられるほど狛江を代表する繁華街になった（このとき駅に近いバス停は「北谷橋」といっていた）。

その後も村の内外から次々と人が集まり居を構え、店を開いたので、昭和10年頃には、米屋、酒屋、八百屋、魚屋、肉屋、鳥屋、こんにゃく屋、和菓子屋、駄菓子屋、パン屋、呉服店、洋裁店、足袋屋、下駄屋、綿屋、染物屋、薬屋、写真館、花屋、種屋、植木屋、金物屋、小間物屋、寿司屋、蕎麦屋、洋食店、焼鳥屋、料理屋、カフェ、射的屋、床屋、髪結い、タンス屋、畳屋、自転車屋、馬車屋、大工、桶屋、材木屋、葬儀屋などがあって、ここに来れば何でも用をたすことができた。そして、昭和8年には青果市場もできた。

特に飲み屋やカフェはサービスが良く、近在からも多くの人が集まって賑やかだった。

電話も村全体で25軒しかなかったがそのうち8軒までが銀行町にあったという。

昭和12年頃からは村内にいくつもの軍需工場が出来て、人口も増えてますます活況を呈していた。そのように村で一番賑やかなところであったが、太平洋戦争が始まる昭和16年以降は活気を失い、そしてバスの運行も止まってしまった。

井上　孝
（狛江市文化財専門委員）

1月から3月までは、毎月第2・第4火曜日を「こま丼デー」とし、市役所食堂で市内産野菜だけで作るこま丼を販売します。

人事行政の運営等の状況の公表

狛江市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき、市職員の任免、職員数や給与、勤務条件などの状況を市民の皆さんにお知らせします。なお、詳細は年度末（予定）に市ホームページに掲載します。

〔**問い合わせ**〕給与の状況、人事行政の運営等の状況については職員課、職員の定員の状況については政策室企画法制担当

区分	狛江市	国	東京都
期末・勤勉手当	（平成22年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.722月　1.20月 （1.50月）　（0.60月） 期末･勤勉手当合計 3.922月 （2.10月） 職務段階別加算　あり （　）内は、再任用職員に係る支給割合	（平成22年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.60月　1.35月 （1.45月）　（0.65月） 期末･勤勉手当合計 3.95月 （2.10月） 職務段階別加算　あり （　）内は、再任用職員に係る支給割合	（平成22年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.95月　1.00月 （1.55月）　（0.55月） 期末･勤勉手当合計 3.95月 （2.10月） 職務段階別加算　あり （　）内は、再任用職員に係る支給割合
退職手当	（平成23年３月31日現在） （支給率） 普通退職　定年等退職 勤続20年 24.25月 33.50月 勤続25年 32.50月 43.50月 勤続35年 49.75月 59.20月 最高限度 59.20月 59.20月 加算措置　定年前早期退職特例措置 （２％～20％加算） 平成22年度平均支給額 （普通退職）　5,563,760円 （定年等退職）26,677,122円	（平成23年３月31日現在） （支給率） 普通退職　定年等退職 勤続20年 23.50月 30.55月 勤続25年 33.50月 41.34月 勤続35年 47.50月 59.28月 最高限度 59.28月 59.28月 加算措置　定年前早期退職特例措置 （２％～20％加算）	（平成23年３月31日現在） （支給率） 普通退職　定年等退職 勤続20年 24.25月 33.50月 勤続25年 32.50月 43.50月 勤続35年 49.75月 59.20月 最高限度 50.00月 59.20月 加算措置　定年前早期退職特例措置 （２％～20％加算）

8 特別職の報酬等の状況（平成23年４月１日現在）

区　分	給料月額等		期末手当（平成22年度支給実績）
給　料	市　長	898,000円	年間3.922月分
	副市長	774,000円	
	教育長	721,000円	
報　酬	議　長	547,000円	年間5.0月分
	副議長	489,000円	
	常任委員長	473,000円	
	議　員	465,000円	

※特別職の給料等の額は、学識経験者等で構成される狛江市特別職報酬等審議会の答申に基づき条例で定められています。

9 定員の状況（各年４月１日現在）　（人）

		職員数 平成22年	職員数 平成23年	対前年削減数	主な増減理由
一般行政部門	議会	6	5	△1	退職不補充による減
	総務	98	93	△5	
	税務	30	30	0	
	民生	158	157	△1	退職不補充による減
	衛生	27	27	0	
	労動	—	—		
	農林水産	1	1	0	
	商工	5	5	0	
	土木	40	41	1	公共施設再編業務による増
	小計	365	359	△6	
特別行政部門	警察	—	—		
	教育	65	68	3	退職不補充による減、庁務委託化に伴う職種替えによる
	小計	65	68	3	
普通会計計		430	427	△3	
公営企業等会計部門	病院	—	—		
	水道	—	—		
	下水道	7	7	0	
	その他	24	24	0	
	小計	31	31	0	
総合計		461	458	△3	

人事行政の運営等の状況

1 職員の任免および職員数に関する状況

（1）職員の採用・退職者の状況　（人）

区　分	採用者数	退職者数 総数	定年退職	勧奨退職	普通退職ほか	死亡
平成18年度	7	39	23	9	7	0
平成19年度	1	42	23	9	10	0
平成20年度	20	35	22	5	7	1
平成21年度	25	40	31	4	4	1
平成22年度	32	41	23	4	14	0

（2）部局別職員数（平成23年４月１日現在）　（人）

区　分	職員数	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	主任	主事
市長部局	380	7	23	11	67	71	201
議会事務局	5	1	1	0	1	2	0
教育委員会	67	2	4	3	11	25	22
選挙管理委員会事務局	2	0	1	0	1	0	0
監査委員事務局	2	0	1	0	1	0	0
農業委員会事務局	1	0	0	0	1	0	0
計	457	10	30	14	82	98	223

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、臨時または非常勤職員は除きます。定員の職員数とは統計上、教育長の１人の差が生じています。

職員の給与・定員の状況

市職員の給与は、地方公務員法に基づき、民間企業の給与実態などを調査して行う国の人事院、都の人事委員会の勧告の内容や、各市の状況などと比較し、条例等で決められています。

また、市長、副市長、教育長の給料や、市議会議員の報酬は、「狛江市特別職報酬等審議会」の答申に基づき、条例で定めています。

1 人件費の状況（普通会計決算）

区　分	住民基本台帳人口（平成23年３月31日）	歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率（B／A）
平成22年度	75,918人	24,253,662千円	973,694千円	4,835,956千円	19.9％

※人件費には、特別職に支給される給料、報酬等も含まれます。
※普通会計とは、総務省が定めた統一基準により全地方自治体が用いる、地方財政統計上の会計区分のことです。

2 職員給与費の状況（普通会計決算）

区　分	職員数（A）	給与費 給料	職員手当	計（B）	１人当たり給与費（B／A）
平成22年度	456人	1,689,090千円	1,175,599千円	2,864,689千円	6,282千円

※職員手当には退職手当は含まれていません。
※職員数は特別職を除く平成22年４月１日現在の人数で、再任用職員を含みます。

3 職員平均給料月額および平均年齢の状況（平成23年４月１日現在）

区　分	一般行政職 平均給料月額	平均年齢	技能労務職 平均給料月額	平均年齢
狛江市	316,166円	39.8歳	355,363円	48.9歳
国	327,205円	42.3歳	283,862円	49.5歳
東京都	331,172円	42.5歳	304,130円	47.1歳

4 職員の初任給の状況（平成23年４月１日現在）

区　分		狛江市 初任給	国 初任給（Ⅰ種）	東京都 初任給
一般行政職	大学卒	181,200円	181,200円	181,200円
	高校卒	142,700円	140,100円	142,700円

※初任給の他、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当などが支給されます。

5 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（平成23年４月１日現在）

区　分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	268,287円	313,290円	343,375円
	高校卒	（214,200円）	（249,800円）	（283,900円）

※高校卒職員の経験年数別・学歴別は、該当ありません。
※（　）は高校卒採用者給料月額の標準モデルです。

6 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年４月１日現在）

区　分		１級	２級	３級	４級	５級	６級	計
標準的な職務内容		主事	主任主事	係長主査	課長補佐	課長	部長理事	
職員数		119人	52人	54人	7人	28人	9人	269人
構成比		44.3％	19.3％	20.1％	2.6％	10.4％	3.3％	100％
参考	１年前の構成比	32.6％	24.9％	21.3％	5.5％	11.7％	4.0％	100％
	５年前の構成比	22.4％	27.3％	27.3％	6.7％	12.3％	4.0％	100％

※給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。
※職員数は、福祉職・技能労務職等を除いたものです。
※５年前の構成比は、当時の級を現在の級にした場合の構成比です。

7 職員手当の状況

地域手当（平成22年度）	支給率（平成23年４月１日現在）		15.0％
	支給対象の職員数		全職員
	国の制度（支給率）		０～18％
	支給対象職員１人当たり平均支給年額		619,358円
特殊勤務手当（平成22年度）	区　分		全職種
	職員全体に占める手当支給職員の割合		1.4％
	支給対象職員１人当たり平均支給年額		48,000円
	手当の種類		3
	訪問・指導等従事手当、感染症防疫作業従事手当、行路病人および行路病死者取扱作業従事手当		
超過勤務手当	平成22年度	支給総額	98,165千円
		職員１人当たり平均支給年額	229千円
	平成21年度	支給総額	98,469千円
		職員１人当たり平均支給年額	224千円

区　分	内　容	
扶養手当	配偶者	13,500円
	その他の親族	6,100円
	特定期間のある子	4,000円
住居手当	世帯主またはこれに準ずる者	10,500円
通勤手当	交通機関利用者　月額55,000円まで 交通用具利用者　通勤距離に応じて支給	

※平成24年１月から扶養手当のうち「その他の親族」については、6,000円に改定されています。

7 職員の研修および勤務成績の評価の状況

（1）職員研修の実施状況（平成22年度）

「新・狛江市人材育成基本方針」に基づき、体系化しています。

区　分	研修名	研修数	人　数
階層別研修	新任職員研修	1	27
	新任職員実務研修	1	29
	新任フォローアップ研修	1	28
	新任フォロー研修	1	31
	主任（ファシリテーション）研修	1	10
	係長職（ＯＪＴコーチング）研修	1	19
	係長職（段取り力）研修	1	22
	管理職（人事評価者）研修	1	16
	嘱託職員研修	1	13
特別研修	政策法務研修	1	22
	政策形成研修	1	10
	公務員倫理研修	1	28
	ハラスメント（パワハラ・セクハラ）防止研修	1	29
	普通救命講習	1	27
	クレーム対応研修	1	23
	メンタルヘルス研修	1	32
	ロジカルライティング研修	1	22
	その他研修会	4	100
派遣研修	東京都市町村職員研修所	66	305
	東京都職員研修所	2	2
	各種講習会派遣	16	43
	その他派遣研修	13	23
合同研修	研修所第３ブロック合同研修	4	14
職場内研修	職場内（ＯＪＴ）研修		

（2）勤務成績の評定の状況（平成22年度）

職員の昇任選考などに勤務成績の評定を実施しています。

評定の種類	管理職人事評価、昇任選考および再任用職員選考
評定方法	職務行動等を各評定要素に設定した評定項目ごとに４段階（管理職人事評価）および５段階（昇任選考、再任用職員選考）の絶対評価で評価を行う。
評定要素	**〔管理職人事評価〕**仕事の成果、課題設定力、実行力、組織運営力 **〔昇任選考〕**勤務成績、知識・技能、仕事に対する意欲、接遇能力、対人関係力 **〔再任用職員選考〕**勤務成績、知識・技能、仕事に対する意欲および心身の状況、接遇能力・対人関係力

8 職員の福祉および利益の保護の状況

（1）東京都市町村職員共済組合事業の概要

東京都における区部を除く26市５町８村と一部事務組合で組織する東京都市町村職員共済組合に加入しています。共済組合は法律に基づき、主に健康保険、年金等の業務を行っています。

事業名	内　容
短期給付事業	組合員とその家族の病気、けが、出産、死亡、休業または災害に対して、必要な給付を行う。
長期給付事業	組合員の退職、障がいまたは死亡に対して年金または一時金の給付を行う。
福祉事業	健康診査などの健康の保持増進事業、保養施設の運営、住宅資金の貸付などを行う。

（2）職員共済会事業の概要

職員の福利厚生事業は、条例に基づき設置した狛江市職員共済会を通じて行っています。職員共済会の運営は、職員本人の掛金と市および加入団体からの交付金で賄われています。掛金は本俸の1,000分の５（年間平均約19,420円）、交付金は本俸の1,000分の１（年間平均約3,666円）となっています。

事業名	事業の目的と内容（平成22年度）
給付事業	会員の結婚、出産、子の就学、傷病、弔慰、人間ドック、災害、永年勤続、リフレッシュ、ライフプラン、退職等に際し給付
福利厚生事業	会員個人、またはその家族等との福利厚生 家族等慰安、保養施設借り上げ（夏期限定37日間１施設）
教養文化事業	会員およびその家族の文化と教養を高めるための事業
体育保健事業	会員およびその家族の体の健康回復に資するための事業

（3）健康保持・安全衛生管理

職員の疾病予防、健康障害の早期発見を図るために労働安全衛生法に基づく定期健康診断、および個別の健康診断を実施しています。また、健康教育や産業医、看護師による健康相談を行っています。

■健康診断・健康教育の実施状況（平成22年度）

件　名	受診者・回数
定期健康診断	604人
ＶＤＴ健康診断	335人
腰痛健康診断	209人
メンタルヘルス講座	２回
腰痛・頸肩腕障害予防研修（保育士、看護師、調理員、作業員等対象）	４回

※一般職員のほか、嘱託職員も含む。

（4）公務・通勤災害補償制度

職員の公務上の災害、または通勤途上における災害の補償については、地方公務員災害補償法に基づき補償がされています。

■公務災害・通勤災害発生状況　（件）

区　分	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
公務災害	7	6	3	2	7
通勤災害	0	1	1	0	0
合　計	7	7	4	2	7

9 東京都市町村公平委員会の報告事項

公平委員会とは、法律に基づき職員からの勤務条件に関する措置要求や不利益処分の不服申立てを受け付け、審査する機関です。

（1）勤務条件に関する措置の要求の状況

平成21年度からの継続案件	平成22年度要求事案数	完結件数	平成23年度継続件数
0	0	0	0

（2）不利益処分に関する不服申立ての状況

平成21年度からの継続案件	平成22年度要求事案数	完結件数	平成23年度継続件数
0	0	0	0

2 職員の競争試験および選考の状況

職員の採用は、地方公務員法の規定により、競争試験（筆記、面接、その他の手法）で実施しています。

また、採用後の職員の昇任についても、人事評価、昇任試験などを実施し、勤務成績等の能力の実証に基づき選考を行っています。

（1）職員採用試験の状況（平成22年度）　（人）

職　種	受験者数	合格者数	採用者数
一般事務	129	18	14
一般事務（経験者）	108	4	2
一般技術（建築）	4	0	0
一般技術（土木）	10	4	4
一般技術（電気）	2	1	1
社会福祉士	25	5	4
保健師	7	1	1
保育士	27	7	5
一般事務（障がい）	9	1	1
計	321	41	32

（2）昇任試験の状況（平成22年度）

区　分	受験者	合格者	合格率
管理職昇任試験	6人	3人	50.00％
第一種主任昇任試験	32人	6人	18.75％
第二種主任昇任試験	17人	5人	29.41％
技能・労務系職員主任昇任試験	8人	4人	50.00％
技能・労務系職員４級主査昇任試験	2人	0人	0.00％

（3）昇任者数（平成22年度および平成23年４月１日の昇任者）　（人）

区　分	部長級	課長級	課長補佐級	係長級	主任級
平成22年度	3	9	6	25	21
平成23年４月１日	3	5	7	18	15

3 職員の給与の状況

市職員の給料は、職務給化により職階ごとに必要とされる職務遂行能力の基準を明らかにし、適正な任用による職務領域、役割分担に応じた給与制度としています。

なお、平成22年度の支給状況と平成23年４月１日現在の職員の給与の状況は「職員の給与・定員の状況」のとおりです。

4 職員の勤務時間そのほかの勤務条件の状況

（1）勤務時間の状況

１週間の正規の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38.75時間	午前８時30分	午後５時15分	正午から60分間

※図書館や保育園など公務運営上の事情、職務の性質により、正規の勤務日、勤務時間などが不規則に割り振られる部署もあります。

（2）休暇制度の概要

種　類	付与日数
病気休暇	３月以内
公民権行使等休暇	必要と認められる時間
妊娠出産休暇	16週間以内
妊娠初期休暇	10日以内
母子保健健診休暇	必要と認められる時間
妊婦通勤時間	１日当たり60分以内
育児時間	１日当たり90分以内
出産支援休暇	２日以内
子の看護休暇	５日以内（養育する子が複数の場合は10日以内）
生理休暇	２日以内

種　類	付与日数
慶弔休暇	結婚　６日 忌引（親族により）１～10日
永年勤続休暇	10年　３日 20年　５日 50歳　７日
事故休暇	必要と認められる時間又は期間
骨髄提供等に係る休暇	必要と認められる日または時間
夏季休暇	５日以内
ボランティア休暇	５日以内
介護休暇	１週間以上180日以内
短期の介護休暇	要介護者１人につき５日以内（複数の場合は10日以内）

（3）年次有給休暇の取得状況（平成22年１月１日～12月31日）

職員には、１年当たり20日間の年次有給休暇が与えられます。

総付与日数	総取得日数	対象職員数	平均取得日数	取得率
19,194.1日	5,639.1日	532人	10.6日	29.4％

（4）育児休業の取得者数

（平成22年度新規取得者）　（人）

区　分	男	女	計
育児休業	0	8	8
部分休業	0	9	9

（5）介護休暇の取得者数

（平成22年度新規取得者）　（人）

区　分	男	女	計
介護休暇	0	0	0
短期の介護休暇	1	2	3

5 職員の分限および懲戒処分の状況

（1）分限処分者数（平成22年度）

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。

（人）

免職	降任	休職	降給	計
0	0	16	0	16

（2）懲戒処分者数（平成22年度）

懲戒処分は、公務における規律と秩序を維持することを目的として、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うために行う処分です。

（人）

免職	停職	減給	戒告	計
0	0	0	0	0

6 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません。職務の遂行にあたって職員が守るべき義務である服務に関する基本原則として、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限があります。

狛江のまち―魅力百選

狛江の“チョット いいこと・いいところ”㊷

絵手紙さろん

狛江が絵手紙発祥の地であることは、多くの方に広く周知されているところです。市民はもちろん、絵手紙がきっかけで市外から狛江市に訪れる人も多く、この「絵手紙さろん」を訪れる人も最近ますます増えているそうです。

長年、絵手紙を趣味としてきた人ばかりでなく、初めて絵手紙に挑戦する人たちにとっても、気軽に絵手紙の作成を体験できる場があるというのは、とてもありがたいことだと思います。

絵手紙を通じて異世代の交流が生まれることで、温かい絆が育まれることを願うとともに、今後も「絵手紙発祥の地―狛江」を盛り上げていただきたく、選定しました。

ここで推薦をいただいた方のコメントを紹介します。

「絵手紙発祥の地―狛江にふさわしい、新たな出会いの場として平成23年6月にオープンしました。四季折々の絵手紙や今話題の絵手紙など、タイムリーなものを常時展示し、自由に鑑賞できます。また、気軽に絵手紙体験をしていただけるよう、用具を備え、スタッフが丁寧に指導します。

市内の小・中学生、20～30代の若い世代、そして60代以上の方と、絵手紙に興味のある方たちが幅広く訪れ、楽しいひとときを過ごしている絵手紙さろん。ここを拠点として、絵手紙発祥の地をさらに盛り上げていこうと思います。」

絵手紙さろん

〔**問い合わせ**〕都市整備課企画計画係

消費生活相談コーナーから㊿⑧

◆悪質な医療機器販売業者にご注意◆

●相談事例

無料マッサージを受けられるという新聞の折り込みチラシを見て、持病の腰痛を解消したいと思い、出掛けました。

業者は低周波治療器でのマッサージ実演と治療器の簡単な使い方だけを説明し「これを使えば、必ず腰痛が治る」と言いながら購入を勧め、その場で強引に商品を手渡されました。後日、代金の30万円を振り込み、実際に使ってみましたが、一向に効き目がありません。

業者に電話でその旨を伝えたところ「効果がないはずがない。それは使い方が悪いからだ」と怒鳴られ、怖い思いをしました。

◆アドバイス

「無料でマッサージをする」というううたい文句で誘い出していますが、実際には低周波治療器の販売が目的でした。チラシなどで営業所以外の場所へ誘導し、商品を販売することは訪問販売に当たりますが、販売目的を告げずに商品を販売したり、契約書面を交付しないことは、特定商取引法に違反します。

今回の低周波治療器は、厚生労働省へ届け出が必要な医療機器でした。利用者の健康状態や使い方によって病状が悪化してしまう危険性もあり、特に治療中の場合は、事前に医師への相談が必要です。

また、販売するときは、薬事法に基づき医療機器販売業の届け出が必要になりますが、当業者は届け出をせず、適正な医療機器販売を行っているとは言い難い業者でした。

その上、あたかも公共機関が関与したように見せ掛け、消費者を安心させようとする手口も見受けられます。

医療機器は、購入後も使用方法などを適切に説明してくれる業者から購入するように心掛けましょう。

心配なことがあれば、消費生活相談コーナーへ。

〔**問い合わせ**〕地域活性課地域振興係

インフォメーション

お知らせ

■社会教育関係団体登録更新

社会教育関係団体の有効期間は3月31日㈯までです。平成24年度も引き続き登録を希望する団体は、更新の申請が必要です。

〔**申請先・問い合わせ**〕3月1日㈭から23日㈮までに、社会教育課社会教育係へ。

■体育施設利用団体登録更新

団体登録は、年度ごとの更新です。平成24年度も引き続き体育施設を利用する団体は、3月中に手続きをしてください（社会教育関係団体は除く）。

〔**問い合わせ**〕市民総合体育館☎（3430）1141

■ファミリー・サポート・センター事業説明会

〔**日時**〕2月24日㈮午前11時～正午〔**会場**〕和泉児童館※駐車場はありません〔**内容**〕子育ての手伝いをお願いしたい方（利用会員）とお手伝いしたい方（サポート会員）が、相互に助け合う有償のボランティア活動です。利用会員希望者は説明会への参加が必要です※1歳以上の託児あり（要予約）。

〔**申し込み・問い合わせ**〕ファミリー・サポート・センター☎（3480）1587（火～土曜日午前10時～午後6時）へ。

■「夏休み地域ふれあいひろば」報告会

〔**日時**〕3月3日㈯午後2時から〔**会場**〕エコルマホール展示・多目的室〔**内容**〕心身ともに健全な青少年育成が目的の取り組みについて、狛江市青少年第二育成委員会による報告会

〔**問い合わせ**〕児童青少年課児童青少年係

■東京三弁護士会多摩支部「無料法律相談」

〔**日時**〕3月3日㈯午後1時～4時〔**会場**〕中央公民館〔**定員**〕24人※要予約〔**内容**〕借地・借家、金銭トラブル、相続・遺言、離婚、サラ金への返済などの法律問題に関する相談会

〔**申し込み・問い合わせ**〕3月2日㈮までに、東京三弁護士会多摩支部☎042（548）3800（土・日曜日を除く午前9時30分～午後4時30分）へ。

■「東京マラソン2012」開催～交通規制にご協力ください～

2月26日㈰は、マラソンコースを中心に都内で長時間の交通規制が行われます。

皆さんの理解と協力をお願いします。

〔**問い合わせ**〕東京マラソン財団☎（5500）6677

東京多摩国体開催記念 スポーツGOMI拾い大会

～ごみ拾いはスポーツだ～

平成25年開催の第68回国民体育大会の啓発イベントとして実施します。

〔**日時**〕3月17日㈯午前10時から（受け付けは9時30分から）※小雨決行。荒天の場合は3月24日㈯

〔**対象**〕市内在住・在学・在勤の方

〔**定員**〕先着30チーム（1チーム5人）※小学生以下のチームは必ず18歳以上の方が入ること

〔**内容**〕市内を歩いて拾ったごみの量をチームごとに競います※入賞賞品・参加賞あり。

〔**申し込み・問い合わせ**〕2月20日㈪から3月5日㈪までに、参加申込書（窓口で配布）を、社会教育課社会教育係へ。

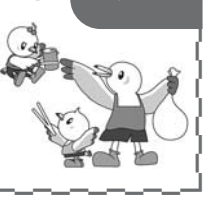

子育て

◎和泉児童館 ☎（3480）1441

■タスケ大会〔**日程**〕2月21日㈫〔**対象・時間**〕▽小学校1～3年生・午後4時～4時45分▽小学校4～6年生・午後4時45分～5時30分

■わらべうたと絵本の会

〔**日程**〕2月22日㈬〔**対象・時間**〕▽0～1歳児・午前10時30分～10時50分▽2歳児以上・午前11時～11時20分

■三味線コンサート〔**日時**〕2月25日㈯午後2時～2時40分

◎岩戸児童センター ☎（3489）5414

■ロッキーシネマズ〔**日時**〕2月17日㈮午後3時～5時〔**対象**〕小学生

■春まつり〔**日時**〕3月17日㈯午後2時～3時30分〔**対象**〕小学生～高校生〔**内容**〕ゲームや食べ物などのブース〔**参加費**〕100円〔**申し込み**〕2月29日㈬までに窓口へ。

◎子ども家庭支援センター ☎（5438）6606

■子ども服リサイクル〔**日時**〕3月3日㈯午前10時30分～11時30分※前日までにサイズごとにまとめ、表記してお持ちください。子ども服130cmまで、靴20cmまで。おもちゃ、使用した下着などはご遠慮ください。

高齢者の身近な相談窓口 11

介護予防普及啓発事業（あいとぴあ地域包括支援センター）

市内の地域包括支援センターでは、65歳以上の方を対象に介護が必要になる前の元気なときから「足腰が弱くならないように」、「認知症予防」「閉じこもり予防」、「栄養不足にならないように」等テーマを決めて介護予防の普及啓発の事業を行っています。

平成24年度から、新たにあいとぴあ地域包括支援センターでも介護予防普及啓発事業を実施しますので、ぜひ気軽にご参加ください。

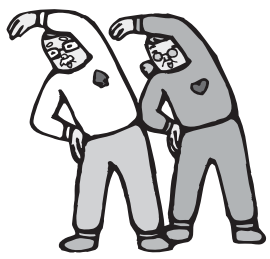

▽65歳からはじめる体力づくり～若返りパワーアップ体操教室～〔日程〕4月14日㈯から毎月第2土曜日（全6回）〔時間〕午前10時～11時30分

▽今日からできる！認知症予防～生活の中にウオーキングを取り入れよう～〔日程〕4月10日㈫から毎月第2火曜日（全6回）〔時間〕午前10時～11時45分

各回〔定員〕15人〔申し込み〕3月1日㈭からあいとぴあ地域包括支援センターへ。

■高齢者のための相談窓口

●あいとぴあ地域包括支援センター☎（5438）3565

〔担当地域〕中和泉・西和泉・元和泉・東和泉地区

●地域包括支援センターこまえ正吉苑☎（5438）2522

〔担当地域〕和泉本町・東野川・西野川地区

●地域包括支援センターこまえ苑☎（3489）2422

〔担当地域〕岩戸南・岩戸北・猪方・駒井町地区

〔問い合わせ〕介護支援課高齢者支援係

子育ての現場から（5）宮前保育園

石田教子宮前保育園長

宮前保育園は和泉児童館の隣にあります。保育園の花壇には花が絶えず咲き誇り、園庭には柿とビワが実ります。また、多摩川にも近く、子どもたちは元気に園庭や散歩先で遊んでいます。

園の創立は昭和49年で、現在は生後6カ月から就学前の子どもたち108人をお預かりしています。

園の方針は「一人ひとりを大切にし、自分に自信が持てる子どもを育てる」です。そのために、チームワークの良い明るい職員が、子どもたちの発達を踏まえて日々保育をしています。

運動会、遠足、発表会などを経験する中で子どもたちは大きく成長していきます。5歳児は市民まつりに参加し、「よさこいソーラン」を大勢の前で踊り、キラキラ輝いていました。

食育にも力を入れ、お月見団子や鏡開きなど伝承文化を大切にしつつ、子どもたちの前で魚屋さんにサケを一匹下ろしてもらう魚の解体、味覚を知るための体験、調理保育では子どもたちが芋掘りで取った芋を調理もして芋煮会を行っています。

また、おいしい給食を通して、食べ物と簡単な知識を「栄養ボード」を使って楽しく学んでいます。「苦手だった給食が食べられるようになった！」と教えてくれる子どもの声を聞くと、うれしくなります。

保護者の皆さんからの協力に感謝しながら、未来ある子どもたち一人ひとりを大切に保育をしていきたいと思います。

セミナー

■外国語メニュー作成研修会

〔日時〕2月24日㈮午前10時～正午（受け付けは9時45分から）〔会場〕狛江市役所小田急線高架下分室103・104会議室〔対象〕市内飲食店業者〔定員〕先着30人〔内容〕英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）、ドイツ語、フランス語に対応したメニュー作成の研修会〔持ち物〕筆記用具・実際に使っているメニュー※作成した外国語メニューは、東京都外国語メニュー作成支援WEBサイト（http://menu-tokyo.jp）の訪日外国人向け会員店舗紹介ページに掲載することができます。

〔申し込み・問い合わせ〕20日㈪までに、メニュー名6品（写真がない場合は12品）・料理の写真データ・店舗の写真データおよび申込用紙（市ホームページからダウンロード可）を、電子メール（chiikikkr01@city.komae.lg.jp）で地域活性課地域振興係へ。

■消費生活市民講座（施設見学会）

〔日時〕3月19日㈪午後1時市役所バス車庫前集合（4時30分解散予定）〔見学場所〕クリーンセンター多摩川（清掃工場）、し尿処理場（稲城市）〔定員〕40人〔公開抽選〕応募多数の場合は、3月2日㈮午前9時30分から4階特別会議室で実施※グループで申し込みの場合は、グループごとに抽選します（同一の方から複数の申し込みがあった場合は無効）。

〔申し込み・問い合わせ〕2月29日㈬（必着）までに、往復はがき（1枚4人まで）に申込希望者全員の氏名・性別・住所・電話番号（できるだけ携帯電話番号）・生年月日および「消費生活市民講座施設見学会申し込み希望」と明記の上、地域活性課地域振興係へ。

■狛江市地域自立支援協議会相談支援シンポジウム～狛江市の相談支援のいま～

〔日時〕3月7日㈬午前10時～午後1時〔会場〕あいとぴあセンター〔定員〕60人〔テーマ〕障がいを持つ方の狛江市の相談支援の現状について〔講師〕秋山浩子さん（自立生活センター・日野事務局長）※手話・通訳等を希望の方は、2月22日㈬までにご連絡ください。

〔問い合わせ〕福祉サービス支援室障がい者支援担当

■成人学習事業（市民ゼミナール）「すべての子どもたちに健やかな成長を～家庭・地域・学校の役割と国・自治体の責務～」

〔日程・内容〕▽**2月25日㈯**どうなるの？揺れる保育制度・汐見稔幸さん（白梅大学学長）▽**3月3日㈯**考えよう格差と貧困・三輪ほう子さん（なくせ子どもの貧困ネット）▽**3月17日㈯**すべての若者が社会の担い手として自立、成長していく環境を・前田かおりさん（フリースクールコピエ主宰）▽**3月24日㈯**考えよう家庭内養育力の限界・福川須美さん（駒沢女子短期大学教授）〔時間〕午前10時～正午〔定員〕40人

〔会場・申し込み・問い合わせ〕中央公民館☎（3488）4411へ。

■調布・狛江就職面接会～複数の企業と面接できます～

〔日時〕3月2日㈮午後1時～4時（受け付けは3時30分まで）〔会場〕調布市文化会館たづくり〔持ち物〕複数の履歴書と筆記用具・雇用保険を受給中の方は受給資格者証

〔問い合わせ〕ハローワーク府中☎042（336）8625

募集

■こまえ苑ボランティア

地域の高齢者福祉施設でボランティア活動をして、地域と施設の橋渡しをしてみませんか。

〔活動内容〕日々の活動の援助、手芸など趣味の活動の指導、喫茶店の援助、洗濯たたみ等※日時は、活動者の希望を伺い調整します（短時間でも可能な活動もあり）。

〔問い合わせ〕こまえ苑☎（3489）2404

図書館

◎南部地域センター☎（3489）2150

■なんぶ親子で楽しむおはなし会〔日時〕2月17日㈮午前11時から〔対象〕乳幼児と保護者〔大型絵本〕ちびゴリラのちびちび〔大型紙芝居〕おひなさまがうまれたよ！〔工作〕おひなさま

■なんぶおはなし会〔日時〕2月17日㈮午後3時30分から〔対象〕幼児～小学校低学年〔絵本〕そりあそび〔おはなし〕だめといわれてひっこむな〔折り紙〕こま

絵手紙教室～楽しく気軽に～

ヘタでいいヘタがいい

〔日時〕3月17日㈯午前10時～正午

〔会場〕岩戸地域センター

〔定員〕先着30人

〔講師〕小池恭子さん（日本絵手紙協会公認講師）

〔申し込み・問い合わせ〕「絵手紙発祥の地―狛江」実行委員会事務局（地域活性課市民文化係）へ。

※広告枠に掲載する広告を募集しています。〔問い合わせ〕政策室広報広聴担当

市民総合体育館 臨時駐輪場を閉鎖します

現在の市民総合体育館臨時駐輪場は、3月31日㈯に閉鎖します。市民総合体育館にお越しの際は、ご注意ください。

〔問い合わせ〕社会教育課社会教育係

エコルマホール主催公演

狛江市文化振興事業団☎（3430）4106（ヨイホール）

好評発売中

※いずれの公演も託児サービスあり（有料・2歳以上・要予約）

■ふらっとエコルマ、オープンハウス～ダンス！ダンス！！ダンス！！！～

〔日時〕2月19日㈰午前10時～午後5時
〔チケット〕500円（入館料）※中学生以下無料
〔出演〕市内在住のプロダンサーの皆さん多数
〔内容〕公募者・プロダンサーのダンスステージ、DJブース、グッズ展示、ワークショップ（当日受付・定員制）など

■名手たちの競演～楽しい室内楽！エコルマ・アンサンブルコンサートVol. 4～

松本和将

〔日時〕3月10日㈯午後3時開演
〔チケット〕全席指定　一般3,000円　中学生以下500円※要学生証など
〔出演〕ピアノ：松本和将、高田匡隆（市内在住）、バイオリン：小森谷巧、岩渕さやか（市内在住）、ビオラ：川本嘉子、チェロ：藤森亮一、クラリネット：木津陽介（市内在住）、他
〔曲目〕サン＝サーンス「動物の謝肉祭」、モーツァルト「きらきら星変奏曲」、他
※未就学児はご遠慮ください。

■桐朋オーケストラ・アカデミー「パーカッショングループ　O－DEN」～若い演奏家たちを応援～

〔日時〕3月15日㈭午後1時30分開演
〔チケット〕全席自由　500円※4歳から入場可
〔曲目〕ビゼー「カルメン組曲」、瀧廉太郎「花」、他

エコルマホール窓口でのチケットの取り扱いは午前9時から午後7時まで（電話予約でも取り扱っています）。小田急OX狛江店宝くじ売り場でも、チケットを取り扱っています（エコルマ・アンサンブルコンサートVol. 4のみ）。

http://www.ecorma-hall.jp/

健康と衛生

健康診査 Health

■1歳6カ月児健康診査

〔日時〕3月5日㈪受付時間は午後1時～1時30分〔対象〕平成22年8月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・保険証・現在使っている幼児の歯ブラシ※対象者には個別に問診票を送付しています。
〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとぴあセンター）☎（3488）1181

■3歳児健康診査

〔日時〕3月8日㈭受付時間は午後1時～1時30分〔対象〕平成21年2月生まれの幼児〔持ち物〕母子健康手帳・問診票・目と耳のアンケート・尿・保険証※対象者には個別に問診票を送付しています。
〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとぴあセンター）☎（3488）1181

教室 Health

■妊婦歯科健診

〔日時〕3月16日㈮受け付けは午後1時から（3時30分終了予定）〔対象〕妊娠中の方※妊娠中期にお受けください〔定員〕20人〔内容〕歯科健診・ブラッシング指導〔持ち物〕母子健康手帳・歯ブラシ・コップ・手鏡・筆記用具
〔会場・申し込み・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとぴあセンター）☎（3488）1181へ。

■介護予防事業・口腔ケア講座「若さを保つ口腔ケア法～コツソリ教えます～」

〔日時〕3月8日㈭午前10時～正午〔会場〕上和泉地域センター〔対象〕65歳以上の高齢者〔定員〕20人〔内容〕▽口腔ケアの効果について講義▽口腔内ケア指導・歯垢の染め出し等▽口腔体操〔講師〕歯科医師・歯科衛生士・健康運動指導士〔持ち物〕歯ブラシ（義歯ブラシ）・歯間ブラシ・使用中の口腔ケア用品・タオル
〔申し込み・問い合わせ〕2月16日㈭から介護支援課高齢者支援係へ。

■育児学級

生後5・6カ月ごろの乳児の離乳食について勉強します。受講中は民生・児童委員の協力により乳児をお預かりします。
〔日時〕3月1日㈭受付時間は午後1時～1時20分（3時終了予定）〔対象〕第一子目の保護者〔定員〕20人〔持ち物〕母子健康手帳・筆記用具・バスタオル・乳児の飲み物など
〔会場・申し込み・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとぴあセンター）☎（3488）1181へ。

■むし歯予防教室～歯科衛生士・栄養士がお話をします～

〔日程・対象〕▽**1歳児から1歳6カ月児までの保護者**　3月14日㈬▽**1歳7カ月児から2歳児までの保護者**　3月15日㈭
〔時間〕午前10時～11時〔定員〕各日15人〔持ち物〕母子健康手帳・黒インクのボールペン・子どもが使っている歯ブラシ
〔会場・申し込み・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとぴあセンター）☎（3488）1181へ。

■ママパパ学級

現在第1子妊娠中のお母さん・お父さんのための講座です。
〔内容〕▽**1回目**　妊娠中の生活・家族計画、妊婦体操（実習）▽**2回目**　赤ちゃんのいる生活（先輩ママの話）、妊娠中の食事・食事バランスチェック、赤ちゃんとママパパのためのサービス▽**3回目**　赤ちゃんの沐浴・おむつ交換（実習）、パパのための妊婦体験、育児の話とほのぼのふれあいなど
〔会場・申し込み・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとぴあセンター）☎（3488）1181へ。

■3月の介護予防普及啓発事業

▽体をケアしてバランスを整える・やさしいヨガ〔日程〕5日㈪〔講師〕中田三華さん
▽健康スッキリ介護予防体操〔日程〕15日㈭〔講師〕宮崎正和さん
▽認知症予防のための音楽療法〔日程〕23日㈮〔講師〕野田千恵子さん
各日〔時間〕午後1時30分～3時〔定員〕先着20人※水分は各自準備し、運動の際は動きやすい服装・上履きをお持ちください。
〔会場・申し込み・問い合わせ〕こまえ苑☎（3489）2422へ。

健康相談 Health

■フロアー健康相談

本人や家族の健康のこと、食事のこと、子育てのこと等を保健師・管理栄養士・歯科衛生士などが相談に応じます。
〔日時〕2月24日㈮午前9時30分～11時30分
〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとぴあセンター）☎（3488）1181

■育児相談～子どもの身長、体重も測れます～

育児に関する悩みや相談、お母さん自身の心や体のことなどを保健師、助産師、栄養士、歯科衛生士等が相談に応じます。
〔日時〕2月22日㈬午前9時30分～11時30分〔持ち物〕母子健康手帳
〔会場・問い合わせ〕健康支援課健康推進係（あいとぴあセンター）☎（3488）1181

小児初期救急 平日夜間診療

〔診療日〕月～金曜日（慈恵第三病院の休診日は除く）
〔受付時間〕午後7時～9時30分
〔対象〕15歳以下の急病の方
※事前に電話をしてから受診
○慈恵第三病院内「狛江・調布小児初期救急平日準夜間診察室」☎（3488）2061

休日診療

〔診療日〕19日・26日
〔受付時間〕午前9時～11時30分・午後1時～4時30分
〔会場〕あいとぴあセンター
○休日応急診療所
☎（3488）9121
○休日歯科応急診療所
※40歳以上の方を対象に成人歯科検診も実施
☎（3488）9171
○休日診療薬局
☎（3488）1519

24時間医療機関案内

○ひまわり（東京都医療機関案内サービス）
☎（5272）0303
○東京消防庁救急相談センター
☎#7119または、☎042（521）2323
○狛江消防署
☎（3480）0119

! インフルエンザ～かからない　うつさないために～外出をしたあとは小まめに手を洗い、症状がある方はマスクを着用しましょう